

田収発第1778号
平成16年8月12日

岩手県環境生活部
産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室
室長 長 葭 常 紀 殿

青森県田子町長 中 村 隆 一



岩手県の原状回復対策における対応等についての質疑及び要望したい
事項について

8月1日岩手県開催の青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を受けて、田子町で組織する「田子町県境不法投棄原状回復調査協議会」の開催の結果、委員等及び住民からの意見をとりとめ、別紙のとおり質疑及び要望する事項を提出致しますので、可及的速やかに岩手県のお考えと具体的対処方法についてご回答いただくようお願い申し上げます。なお、本要望事項等は岩手県の青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会にお伝えし、協議会委員からのご意見を伺うように併せてお願い申し上げます。

また、平成16年7月23日付け産特第69号「岩手県の原状回復対策における対応等についての質疑等、お尋ねしたい事項について(回答)」において岩手県からの要請・質疑について同時に回答致します。

1 8月1日開催の岩手県協議会の協議事項について

(1) 野積み廃棄物の撤去について

- ① 青森県においては「一時撤去マニュアル」を作成しその中の運搬マニュアル等で詳細な留意事項や遵守事項で定めていますが、岩手県の場合は具体的なものがないようです。運搬方法について及びその注意・遵守事項は事業者用に示すばかりではなく、住民がどのような方法で実施するか一目瞭然・具体的にわかるものを作成されるべきではないのでしょうか。
- ② 運搬車両について青森県の場合、運搬中の廃棄物流出・飛散防止を図るため密閉型の車両を使用すると、①の運搬マニュアルに明記されております。また岩手県においてもこれまでの説明では事故が起こっても漏れ出さないような車両を使うとされておりました。しかしながら、今回示された飛散防止対策では、天蓋型運搬車両とともにバラ積みにシートを被せるだけの方法でも可とした車両も使用するようですが、これで果たして交通事故等で車両が横転や衝突した場合など飛散防止対策が万全であるのかそのご見解をお伺いします。また、毎回の現地を出るときの積載量と、処理施設での搬入量の値を逐次住民に示し、安全かつ確実な運搬業務であることをお示し頂くことが重要と考えます。
- ③ 冬期間は水亦集落周辺などにおいては除雪による路幅の減少によって通常の車両でも非常に狭隘な状態となります。歩行者は歩道以外のところを滑るのに注意して歩かざるを得ないのが実状です。冬期間については運行をしないような計画のようですが、これは次年度以降についても同様のお考えなのでしょうか。いずれ冬期積雪期間の運行は想定通りにできない事情をご勘案下さるようお願い申し上げます。また、タイヤチェーンの装着・脱着地点を確保することも必要と考えます。
- ④ 青森県の計画では、スクールバス等の追い越し禁止、農耕車両は農繁期に注意等の具体的遵守事項が謳ってありますが、岩手県の場合「一般車両、歩行者等は優先して通行させる」としかなく具体的事項がありません。青森県の計画でも不十分と申し上げておりますが、岩手県においても「農耕車両については常時、走行中の農耕車両の追い越しは禁止とする」等具体的事項をマニュアル等に作成・明記して住民に示して頂くようお願い申し上げます。
- ⑤ 12月までに汚泥(燃え殻)を13,000トン撤去・運搬する計画のようですが、実質4ヶ月、80日程度の期間に運搬するとしたならば、1日当たり160トンの運搬量となります。1台当たり6～7トンの積載量であることを勘案すれば毎日25台程度は走行することになり、これまで呈示された運搬計画では毎日5～10台程度であることから、とてもこの期間内に終了できないはずで、物理的根拠のある計画書を示すべきです。
- ⑥ 「交通事故の発生等不測の事態に備え…連絡可能な体制を構築する。」とありますが、現場から水亦集落及び浄法寺町までの一部区間では携帯電話の不通・難聴区間であり、携帯電話が通じるべく措置を早急に講じるべきではないでしょうか。
- ⑦ 町内で交通事故等が発生した場合、何分で県から町に伝わるのか、具体的所要時間を何ケースかを想定して訓練的に実施して頂きたい。
- ⑧ 下記については同様のお願いを青森県にもしているところでありますが、
ア) 運搬車両の仕様を具体的に説明して下さい。それとともに運搬受託者との契約書及び仕様書等の写しをご提供下さい。

イ) 運搬車両の表示が誰でも一目で分かるように、大きなものを車両の前面や側面に磁石などで貼り付ける方法をご検討下さい。また色も原色や鮮明な色を使うべきと考えます。

ウ) 廃棄物処理業者との契約書及び仕様書等の写しをご提供下さい。

以上ア)及びウ)については、今後契約予定の13,000トンの汚泥の運搬及び処理についてもお知らせ願いたいと存じます。

(2) 作業マニュアルについて

これについてはまだ全体が示されていないので、作成された段階において具体的な意見や要望を都度申し上げていく予定としております。

8月9日の関西電力美浜原子力発電所の事故でも示されたようにマニュアルというものは不完全であり、必要があれば改善していくことが重要です。運搬業者及び周辺住民の意向をくみ入れ、安全面に対応できるマニュアルとするためにも、年度終了後、季節毎及び地元の農繁期等の節目ごとに改善をしていくようお願い申し上げます。

なお、掘削工程作業マニュアル中において土壌汚染調査を行うこととしていますが、これらについてはどこでどのように誰がされるのか、また汚染のあるなしはどのような基準でされるのかをご説明下さい。これは2-(2)とも関連する事項と考えております。

(3) 施工システム基本設計について

これについては岩手県の協議会において公式に説明された段階において具体的な意見や要望を都度申し上げていく予定としております。

なお、この施工システム基本設計についての基本理念が「リスクの最小化」となっておりますが、それに対応する汚染拡散防止対策として、現場北側の廃棄物の撤去段階における対策がキャッピングしか明示されておられません。万が一の流出に対応する危機管理についてはどうされる予定でしょうか。

以前より申し上げてきたように、イー9のモニタリング結果や現在調整池を構築する箇所周辺では有機溶剤臭などがして、汚染拡散の兆候があるのではないかと危惧しているところです。これまでの結果では緊急にその必要性はなかったのかも知れませんが、今後において撤去作業が開始される中で汚染拡散のおそれがモニタリングの結果などからあるとすれば、青森県と同様に遮水壁(もしくはこれまで岩手県でお話しされていた鋼矢板による遮水)などの必要性があるのではないかと考えております。ここの沢の水は飯豊地区に流れ出るものですから町民の心配も多く、どんな対策を講じるお考えがあるかこの施工システム基本設計においてきちんと明示し、何らかの措置がなされるようお願いしたいと存じます。

また、掘削により地下水の流れが改変することも想定され、地下水位の調査箇所や頻度を多くすることも検討して頂きたいと存じます。

2 平成16年7月23日産特第69号「岩手県の原状回復対策における対応等についての質疑等、お尋ねしたい事項について(回答)」に対する回答及び再質疑などについて

(1) 撤去・運搬作業について

① 現地での掘削、積み込み等の撤去作業については、香川県豊島で行われている事例と同等以上の安全性を確保できる対策を講じて頂きたく、今後も具体的な意見や要望を都

度申し上げていく予定としております。

- ② 搬出ルート沿線となる水亦集落の住民及び農事組合法人和平高原開発農場には、汚泥等13,000トンの本格的撤去運搬を行う以前の段階で、あらためて説明と理解を得るようお願い申し上げます。

(2) 廃棄物の検査体制、検査組織の確立について

- ① 検査組織体制とは、現地での掘削作業中等の労働災害防止の観点や廃棄物の適正な処理のために必要な廃棄物の分析調査及び現場内及び周辺環境のモニタリング調査を青森・岩手両県が連携を取って実施する体制と考えております。そしてこれらの検査が即日結果が判明できるよう、外部委託ではなく、簡易な方法でも現地において実施することが必要ではないかと考えます。そのための組織・施設を整備すべきということです。また、表面流出水を調整池等に排出しているようですが、この流入量と各種物質濃度は定期的に住民に示して頂きたいようお願い申し上げます。
- ② 住民の目が届く体制とは、上記の検査組織の中で、常時住民が検査そのものができるよう、そしてその結果による判断・対処方法の決定過程に住民が参画できるような体制として頂きたいということです。単にモニタリング・サンプル採取に立ち会いができていればとか、調査結果の情報提供があればそれでよいというものではありません。

(3) 緊急連絡体制について

現場周辺や廃棄物の搬出ルート沿いが不測の事態に対応できる携帯電話の通話地区とする必要性の認識を十分にしたいと考えております。その上で、青森県では田子町にアンテナ鉄塔補助事業制度について提案をされており、当町としてもその事業の活用を検討していく予定としております。この場合において、当該事案の背景、事業実施上の必要性等の観点からは、岩手県も青森県と共同でこの補助事業を行って頂くべくご高配をお願い申し上げたいと考えております。

(4) (仮名)資料館の整備について

青森県においては浸出水処理施設内に資料の展示等の整備をする計画があると聞いていますが、両県が共同して一箇所を整備すべきと考えます。両県のご調整をお願い申し上げ、そしてそれが実現の折には、町としても資料の提供等の協力を申し上げたいと考えております。